

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年2月2日

徳島市監査委員	稲井	博
同	藤原	晃
同	岡南	均
同	岸本	和代

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- | | |
|----------|--|
| 1 監査対象団体 | 一般財団法人 徳島市体育協会（公の施設の指定管理者） |
| 2 所管部課 | 教育委員会 スポーツ振興課 |
| 3 対象期間等 | 令和2年4月1日から9月30日までに執行した公の施設の指定管理に係る出納その他の事務 |
| 4 指定管理 | |
| ア 施設名 | 徳島市立体操センター |
| イ 指定期間 | 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで |
| ウ 指定管理料 | 令和2年度指定管理料 3,700,000円 |

第2 監査の実施期間

令和2年11月16日から令和3年1月27日まで

第3 監査の方法

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

一般財団法人徳島市体育協会の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、指定管理業務に係わる経理とその他業務（法人等の固有業務）に係わる経理が区分されていないものがあった。また、所管部課では、利用料金の承認決裁において、決裁権者が適正でないものがあった。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により所管部課に対し改善及び団体への適切な指導を求めた。